**宇美町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン**

**令和5年4月**

**宇美町**



**「宇美町防犯カメラ設置補助金」制度の概要**

【目的】

　自治会や地域コミュニティが行う街頭犯罪等防止対策を目的とした街頭防犯カメラの設置に要する費用の一部を補助することにより、防犯環境の向上を図り、安全で安心に暮らせるまちづくりを推進することを目的とします。

【補助対象者】

　（1）宇美町地域コミュニティ推進条例（平成28年宇美町条例第23号。以下「コミュニティ条例」という。）第2条第2号に規定する自治会

　（2）コミュニティ条例第2条第3号に規定する小学校区コミュニティ運営協議会

【補助対象経費】

宇美町内において新たに設置する防犯カメラに要する費用のうち、保守費用、

修理費用、電気料金等の維持管理を除く次に揚げる費用とします。

　（1）防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用

　（2）防犯カメラの設置を示す看板設置費用

　（3）その他設置に必要な経費

【機器機能】

|  |  |
| --- | --- |
| 有効画素数 | 約100万画素以上 |
| 赤外線照射距離 | 20ｍ以上 |
| 防水、防塵基準 | 国際電気標準会議規格　IP66以上 |
| 録画速度 | 3コマ／秒以上 |
| 録画日数 | 7日間以上 |

【補助金の額等】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の区分 | 補助金額 | 補助限度額 |
| 自立柱（ポール）の建設を伴う防犯カメラを設置する場合に対する補助 | 補助対象となる経費の額の2分の1以内の額（1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。） | 1台につき250,000円。ただし、同一自立柱（ポール）に複数の防犯カメラを設置する場合は、2台目以降については、1台につき100,000円 |
| 上記以外の防犯カメラを設置する場合に対する補助 | 補助対象となる経費の額の2分の1以内の額（1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。） | 1台につき200,000円。ただし、同一物件に複数の防犯カメラを設置する場合は、2台目以降については、1台につき100,000円 |

（※）補助対象となる経費の2分の1以内の額とし、自立柱（ポール）を建設のうえ、防犯カメラを設置する場合は、1台につき25万円を限度とし、それ以外の場合は、1台につき20万円を限度とする。ただし、当該年度内に同一自立柱（ポール）若しくは同一物件に複数の防犯カメラを設置する場合は、

2台目以降については、1台につき10万円を限度とする。

（※）補助申請台数は、当該年度において申請1団体につき4台を限度とする。

【設置、管理及び運用について】

　防犯カメラの設置にあたっては、町民等のプライバシー保護に配慮した設置、

管理及び運用を行ってください。

〇防犯カメラの設置、管理及び運用に当たって配慮すべき事項

1　設置目的の設定と目的外利用の禁止

　　防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用

を行わないようにします。

2　撮影範囲等

　　防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによっては、プライバシーを侵

害する恐れがあります。

　　そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮

影範囲を設定し、設置場所、設置台数を定めます。

3　防犯カメラを設置していることの表示

　　町民の皆さんにあらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知すると

ともに、犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又はその付近の見

やすい場所に防犯カメラを設置していることを表示します。また、施設の名称

等から設置者が明らかな場合を除き、設置者の名称も表示します。

4　防犯カメラの管理責任者、操作取扱者の指定

　　防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、管理

責任者を指定します。

　　管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定

し、機器の操作等の業務を行わせます。

5　防犯カメラの設置者等（設置者及び管理責任者）の責務

　　設置者等には、次のような責務があります。

　　　設置者の責務

　　　①撮影された画像の適正な管理

　　　②撮影された画像の提供の制限

　　　③苦情への対応

　　　④その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置を講じること。

6　撮影された画像の適正な管理

　　技術の進歩により、画像のデジタル化や記憶媒体の小型化が進み、画像のコ

ピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、画像の流出、減失、改ざん等の防止を図るため、次の事項に留意し、

必要な措置を講じるようにします。

　①録画装置や録画媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）がある場所に施錠等を行い、画像情報の持ち出しができないようにします。

　②許可したもの以外は立入りができないようにします。

　③画像の保存期間は、それぞれの設置目的を達成する範囲内の必要最小限の期間にします。

　④保存期間を経過した画像は速やかに消去するか上書きによる消去をするようにします。

　⑤録画媒体を処分するときは、破砕又は、復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れないようにします。（可能な限り、複数人により確認することとします。）

　⑥録画媒体を処分するときは、処分の日時、方法等を記録しておきます。

7　撮影された画像の提供の制限

　　町民のプライバシー保護のため、第三者への画像の提供は禁止します。

　　ただし、次の場合については提供できるものとします。

　　　①刑事訴訟法等の法令に基づく場合

　　　　※刑事訴訟法第197条第２項に基づく捜査機関からの照会や弁護士法第２３条第２項に基づく弁護士会からの照会など

　②人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

　　※行方不明者の安否確認など

　③捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

　※画像を提供する場合は、提供の必要性を十分に検討する必要があります。その際、提供先から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行います。

　　また、画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録しておきます。

8　苦情への対応

町民等の不安感を解消するため、設置者は、町民等からの苦情や問い合わ

せに対し迅速かつ適正に対応をお願いします。

防犯カメラ管理・運用規程の策定

防犯カメラの設置者は、町民のプライバシーに配慮するため防犯カメラ管

理・運用規程（以下「運用規程」という。）を定めるとともに、関係者に研修等を実施し、運用規程の内容の徹底やプライバシー保護に関する意識啓発を行う必要があります。

個人情報保護法の遵守

　防犯カメラにより撮影された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の個人情報に該当する可能性があります。

　個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うこととします。

業務の委託

　防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、運用規程の遵守を委託条件にするなど、適正な管理・運用を徹底するものとします。

～設置にあたっての注意事項～

　自立柱が設置できないなど、設置場所の確保が困難な場合で、九州電力柱への共架やNTT柱への添架をするときは、設置者が、それぞれ九州電力やNTTへ申請することが必要となります。設置場所については、設置条件なども十分検討された上で申請されますようお願いいたします。

　・申請又はお問合せ先

　　九州電力柱への共架について…福岡東配電事業所　℡0800-777-9408

　　NTT柱への添架について 　…NTTフィールドテクノ　℡092-408-4831

**防犯カメラ管理・運用規程（参考例）**

1.趣旨

　この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、事項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇が〇〇施設に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な管理運用を図るものとする。

2.設置目的

　防犯カメラは、〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3.管理責任者等

（1）防犯カメラの適正な管理運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

（2）管理責任者は、○○とする。

（3）管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

　※管理責任者自らが防犯カメラの取り扱いができない場合。

（4）操作取扱者は、○○とする。

　※又は、「管理責任者が指定したものとする。」

4.設置の場所等

（1）設置の場所及び設置台数

　別紙配置図のとおり、○○施設に〇台の防犯カメラを設置する。

　※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示

（2）設置の表示

　防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ稼働中」などと記載し

た表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

　※施設の名称などから設置者名が明らかな場合を除く。

5.画像の管理

（1）保管場所

　録画装置の保管場所は、○○室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

（2）立ち入り制限

　保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

（3）保存期間

　保存期間は、○○とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。管理責任者は、保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

（4）画像の消去

　保存期間を経過した画像は、重ね取り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

6.画像の利用及び提供の制限

　記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

（3）捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

　画像の提供を行うときは、提供者から身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに提供の必要性を検討するものとする。

　画像提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

7.苦情の処理

　設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

**【補助金交付の手続き】**

◇補助金の交付申請（事前協議）

事前協議の申請は8月31日までに危機管理課に提出してください。

　補助金の交付申請書をしようとする団体は

事前協議申請書（様式第1号）に下記①～④を添えて危機管理課に提出。

①防犯カメラ設置計画表（様式第2号）

②防犯カメラ設置計画図（様式第3号）

③防犯カメラの仕様書（図面、カタログ等含む）

④業者からの設置費用見積書（補助対象経費に係る見積書）

現地協議・内示…関係機関（警察等）と協議のうえ、審査

予算措置（補助台数の調整）

危機管理課から団体に事前協議申請書の回答をする。

◇事前協議後の補助金申請

補助金交付申請書（様式第5号）を下記①～⑥を添えて危機管理課に提出。

　　①防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類

　　②設置する場所の所有者等の権利者から許可が得られていることを証する

書類

　　③補助事業収支予算書（様式第6号）

　　④団体規約及び役員名簿

　　⑤防犯カメラ管理・運用規程（案）

　　⑥その他町長が必要とする書類

補助金交付決定

事業着手

実績報告（様式第11号及び添付書類）

確認後、補助金交付